

平成 22 年度道営電気事業のあり方に関する報告書

平成 22 年 8 月

道営電気事業のあり方検討委員会

目 次

はじめに	P1
1 経緯	
(1) 「道営電気事業のあり方検討委員会」の設置	P2
(2) 「道営電気事業のあり方に関する報告書」(平成19年1月)における検討結果	P2
2 民間譲渡に向けた協議状況など	P3
3 道営電気事業を取り巻く情勢の変化	
(1) 経営見通し	P3
(2) 再生可能エネルギーの環境価値	P4
(3) 全国の公営電気事業の動向	P5
(4) 道議会における議論	P5
4 道営電気事業の譲渡について	P5
5 提言	P6
(1) 再生可能エネルギーの導入	P7
(2) 地域の活性化	P7
おわりに	P8
附属資料	P9

はじめに

「道営電気事業のあり方検討委員会」は、規制緩和の進展や行財政改革の推進などを背景として、平成 18 年 3 月、民間への移譲の可能性を視野に入れた事業のあり方の検討を行うことを目的として設置され、平成 19 年 1 月に、「道内の電力需要や将来の経営見通し、行財政改革の理念などを総合的に勘案すると、道営電気事業の存続の論拠は弱く、民間譲渡すべきである。」との提言を行い、道においては、この提言を踏まえ、民間譲渡に向けた様々な取組みが進められてきたところです。

こうしたなか、国内外で議論が高まっている地球温暖化への対策として、我が国は昨年、温室効果ガスを 1990 年比で 2020 年までに 25%削減する目標を表明し、低炭素社会構築に向けて様々な具体的検討が進められるなか、再生可能エネルギーの導入や環境と経済の両立を目指す動きが注目されております。

またこの間、全国の公営電気事業者においては、国や地方で官民の役割分担の見直しが進むなかで一部が民営化したものの、電力会社との卸供給契約締結により当面の安定経営に目途がつき、公営電気事業を自治体における地球温暖化対策の一環として位置付ける事例も顕著となるなどの動きがあったところです。

以上のような昨今の情勢変化を踏まえ、本年 4 月、道より、「将来を見通した経営のあり方」についての総合的な検討の要請を受け、「道営電気事業のあり方検討委員会」を改めて開催し、将来にわたる経営の見通し、再生可能エネルギーの環境価値を巡る議論、社会経済情勢に応じた事業のあり方など様々な観点から、道による電気事業の運営を含め検討を開始しました。

検討にあたっては、経済性の追求とともに公共の福祉に資するという公営企業の本来の目的に則しながら、経済情勢や自治体の財政状況の悪化などが道民生活に深刻な影響を与えている現在の状況を踏まえて、再生可能エネルギー導入やエネルギーの地産地消による地域活性化の視点を加え、提言としてまとめました。

なお、本報告書の取りまとめにあたり、委員会におけるこれらの主要な論点について広く一般の意見を募集するとともに、発電所所在市町村など関係団体に対して意見照会を行ったところ、本報告書の趣旨について賛同する意見が多く寄せられる結果となったところでもあります。

道においては、このことを踏まえて、道営電気事業の発電施設は道民の貴重な財産であることを斟酌され、道民の利益に資する活用と事業の運営が図られるよう、将来を見据えながら、関係各部署が連携し計画的な取組みが推進されることを希望するものであります。

平成 22 年 8 月 30 日

道営電気事業のあり方検討委員会
委員長 湊 孝 康

1 経緯

(1) 「道営電気事業のあり方検討委員会」の設置

地方自治体が運営する公営電気事業は、従来、一般電気事業者への電力の供給義務を持つ「卸電気事業者」として、事業運営に必要な経費に適正な利潤を加えた総括原価で料金収入を算定する「総括原価方式」の適用を受け、安定的に事業運営を行ってきた。

しかしながら、電気事業の分野においては、産業の国際競争力維持の観点から、平成7年の電気事業法(以下「法」という。)の改正を始まりに、高コスト構造や内外価格差の是正を柱とした規制緩和、いわゆる「電力自由化」が進められ、電力市場への新規参入が拡大されるなど、事業者間の競争が促進されることとなった。

公営電気事業者は、この法改正により「卸電気事業者」としての位置付け(注1)を失い、平成22年度以降も総括原価方式の適用を受けるためには、一般電気事業者と一定期間にわたる卸供給契約を締結し「卸供給事業者」の位置付けを得ることが必要となったことから、電力自由化により事業者間の競争が進むなか、公営電気事業者の経営の安定性に懸念が生じる事態となった。(参考資料1)

このようななかで、国や地方における官民の役割分担の見直しによる行財政改革の流れや厳しい道財政の状況を背景に、平成17年11月に、道議会決算特別委員会から、平成16年度決算認定にあたり、「道営電気事業については、民間への移譲を含め、そのあり方について早急に検討を行うべき」との意見が付され、また、平成18年2月には、道が策定した「新たな行財政改革の取組み」において、電気事業については「民間移管の可能性を視野に入れた事業のあり方を検討する」とこととされた。

これを受けて、平成18年3月に設置された「道営電気事業のあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)において、道営電気事業の経営のあり方についての検討を行ったところである。

(2) 「道営電気事業のあり方に関する報告書」(平成19年1月)における検討結果

延べ7回にわたる委員会の開催を経て、平成19年1月に委員会が取りまとめた「道営電気事業のあり方に関する報告書」(以下「報告書」という。)においては、道営電気事業が、これまで地球温暖化防止等の環境保全や電力の安定供給を通じ、公共の福祉の増進に寄与してきたことは十分に評価すべきとしたところである。

しかしながら、法改正の影響に加え、借入金償還などの資本費の割合が大きい高コスト構造により全国と比較しても料金単価が高く、将来的には一時的な資金不足も懸念されるなど非常に厳しい経営見通しであること、また、本道の電力需要や新規開発地点の経済性を考慮すると、道営として積極的に水力開発を必要とする状況にないこと、さらには、民間でできるものは民間でという道の行財政改革の理念などを総合的に検討した結果、当時の委員会としては、道が電気事業を継続して運営する論拠は弱いとの結論に至り、水力発電所の運転管理の経験を有し、公共性・公益性を有する信頼できる民間企業に事業を譲渡すべきとの提言を行ったところである。

(注1)「卸電気事業者」としての位置付け

平成7年の法改正において、公営電気事業者は、一般電気事業者と卸供給契約を締結している場合は、当該契約の期間中「卸電気事業者とみなす」とこととされた。道営電気事業は、北海道電力株式会社と卸供給契約を締結していた平成21年度末まで卸電気事業者とみなされ、総括原価方式の適用を受けていた。

また、同時に、譲渡協議先との交渉に関しては、一部の発電所が譲渡対象外となった場合には電気事業としての経営が事実上困難となるため、全ての発電所の一括譲渡を基本とするとともに、道の厳しい財政状況を鑑み、原則として一般会計からの負担を生じさせないことに加え、老朽化が著しい清水沢・滝の上両発電所の取扱いについては関係機関等と十分協議する必要があることや、協議先に対しては、地元自治体や土地改良区等に対して道営電気事業が果たしてきた役割の継続や地域経済に配慮した事業運営を要請することなど、多くの課題の整理、調整が必要であることも指摘したところである。

2 民間譲渡に向けた協議状況など

道においては、委員会の提言を踏まえ、全施設の一括譲渡や譲渡に際し一般会計に負担を生じさせないことなどを基本方針として定め、一昨年 12 月に北海道内に水力発電施設を有する北海道電力株式会社(以下「北電」という。)、ほくでんエコエナジー株式会社及び電源開発株式会社を協議先として選定し、昨年 1 月に合同説明会を開催して実質的な協議を開始し、同年 6 月から 10 月まで協議先による発電施設の現地調査を実施したほか、各協議先と個別に協議を行ってきた。

これまでの協議においては、老朽化が著しい清水沢・滝の上両発電所の取扱いについて異なる考え方が示されているほか、現在建設中のシューパロ発電所は、完成までに時間を要し適切な価格評価が難しいとの意見や、夕張シューパロダム完成後の最終的な水運用計画が確定していない現状では、シューパロ発電所及び下流に位置する4発電所の発電電力量が定まらないことから、譲渡価格の見積もりは困難であるとの意見などが出されており、道の基本方針に則した協議には時間がかかる状況となっている。

さらには、一昨年以来の世界的不況や原油価格高騰などにより、譲渡協議先を含む電気事業者の経営は厳しさを増しており、現在の経済情勢下では協議先が提示する譲渡価格が低い水準にとどまることも懸念される場所である。

3 道営電気事業を取り巻く情勢の変化

道営電気事業については、安定的経営見通しを担保する契約の締結や、再生可能エネルギーの環境価値への認識の高まりなど、前回の報告書において「譲渡すべき」との提言が行われた当時と大きく異なる状況が見られるとともに、全国の公営電気事業者の状況にも変化が見られる。

(1) 経営見直し

道においては、譲渡協議が整うまでになお時間を要する状況となっていることや、昨年 11 月に道議会決算特別委員会から、平成 20 年度決算認定にあたり、卸電気事業者としてのみなし期間が終了する「平成 22 年度以降の経営の安定を図りながら、譲渡協議先との協議や関係機関等との調整を進め、道財政に影響を与えないよう、発電施設の価値に十分留意しながら、早期に今後の方向性を明らかにすべき」との意見が付されたことを踏まえ、従来の電力の卸供給先である北電と協議を行い、本年 2 月に平成 22 年度以降 10 年間にわたる電力の卸供給契約を締結した。

この契約締結により、道営電気事業は、法における「卸供給事業者」の位置付けを得、卸電気事業者と同様に総括原価方式の適用を受けることとなったことから、卸供給契約期間中においては、前回の報告書で指摘したような内部留保資金不足の懸念は解消され安定経営が確保される見通しとなったほか、中長期的にも発電コストの低下や財務体質の改善が見込まれており、安定経営の可能性が高いことが認められる。(参考資料 2)

なお現在、道営電気事業では、平成 24 年度を目標年度として、平成 14 年度との決算額対比で人件費・事務費を1億5千万円削減する経営努力目標を設定し、事務事業の見直しやアウトソーシングなどによる経営効率化の取組みを進めている。前回の報告書においても「道営電気事業は民間譲渡への条件整備に向けて、適正人員の見直し、維持管理業務の外部委託など徹底した経営の効率化に努め、さらには企業債の増嵩を必要最小限に抑制し発電コストの引き下げを図るなど、民間譲渡がより前進する基盤づくりに全力を尽くすこと」と提言されたことを踏まえて取組みが進められ、昨年度末現在で約 1 億 2 千万円の経費節減を実現したところであり、アウトソーシングのさらなる拡大などにより努力目標達成を見込むなど、簡素で効率的な運営体制の構築も進んでいる。(参考資料 3)

このほか、老朽化した清水沢・滝の上両発電所についても、卸供給契約の締結にあたり、改修計画が北電に提出されており、今後、改修方法等の検討が行われることとなっている。

(2) 再生可能エネルギーの環境価値

近年、地球温暖化対策が地球規模の喫緊の課題とされ、昨年 12 月にコペンハーゲンで開催された第 15 回国連気候変動枠組条約締結国会議(COP15)において、我が国は、主要国の枠組み合意を条件に 2020 年までに温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する目標を国際社会へ示したところである。

また、本年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」(注 2)と「エネルギー基本計画」(第 2 次改定)(注 3)において、温室効果ガス削減目標達成に向け、再生可能エネルギーの割合を 2020 年までに一次エネルギー比で 10%まで拡大する方針が示され、固定価格買取制度などの具体的制度の導入が掲げられている。

このような政府方針や具体的制度の検討を通じ、再生可能エネルギーが持つ、環境に負担の少ないクリーンエネルギーとしての付加価値、いわゆる「環境価値」に関する認識が高まってきており、施策の具体化により、再生可能エネルギーの価値の向上も期待されることである。

前回の報告書においては、「本道の電力需要や新規開発地点の経済性を考慮すると、道営として積極的に水力開発を必要とする状況にない」ことを、道営電気事業の存続の論拠が弱いとした理由の一つとしていたところであるが、再生可能エネルギーの価値に相当の向上が見られた場合、道営電気事業における水力開発(注 4)は、需要と経済性の両面において再び可能性を持つことも考えられる。

(注 2)「新成長戦略」

平成 22 年 6 月 18 日閣議決定。7 つの戦略分野の一つにグリーンイノベーションによる環境・エネルギー大戦略が掲げられ、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を軸とし、国内排出量取引制度の創設や地球温暖化対策税の導入などを含む政策パッケージにより、2020 年までに一次エネルギー供給における再生可能エネルギーの割合を 10%まで引き上げ、同時に 50 兆円超の環境関連新規市場を創設、140 万人の環境分野の新規雇用を生み出すなどとしている。

(注 3)「エネルギー基本計画」

平成 22 年 6 月 18 日閣議決定。我が国のエネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため 2003 年に策定された計画の第 2 次改定が本年 6 月に行われた。「新成長戦略」を踏まえた再生可能エネルギーの積極的拡大の方針が示され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の構築が対策として掲げられている。

(注 4)水力開発

平成 21 年 3 月に国が行った「未利用落差発電包蔵水力調査」等においても、本道は全国一の未開発包蔵水力を有しているとされ、開発のポテンシャルは高い。

さらに、再生可能エネルギーの環境価値は、発電する電力の価値向上の可能性並びに発電施設の価値向上の可能性、さらには卸供給にとどまらない新たな事業形態の可能性などにつながり、今後の道営電気事業のあり方を考える上で、重要なメルクマールの一つであると考えられる。(参考資料 4)

ただし、これらの価値の把握は、制度設計の具体化を待たなければならず、現時点での定量的な価値の見積もりは極めて困難と言わざるを得ない。

(3) 全国の公営電気事業者の動向

これまで全国で 34 の自治体において公営電気事業が運営されてきたが、現在、26 の公営電気事業者(注 5)が、一般電気事業者と卸供給契約を締結し、卸供給事業者として事業を運営している。

このうち、将来にわたり公営電気事業を継続する考えの事業者においては、水力、太陽光、風力などの再生可能エネルギーの導入を自治体における独自の地球温暖化対策として位置付ける例が多い。また、事業を通じて得た利益や経営資源などを活用して、自治体における地球温暖化対策や環境保全などの施策に一定の役割を果たしている、あるいは果たしていこうとする例も少なくない。このように、公営電気事業においては、自治体における施策の実行機関としての役割が高まってきている。(参考資料 5)

(4) 道議会における議論

以上のような道営電気事業を巡る情勢の変化を踏まえ、本年 3 月に開催された第 1 回定例道議会の予算特別委員会から、「道営電気事業をめぐる状況は、環境への負荷が少ない発電方式への関心の高まりやこれまでと同様の総括原価方式による電力供給契約が締結され、経営の安定化が図られるなど、大きく変化してきており、その経営形態についてはできる限り速やかに、民間譲渡のほか直営での運営も含め総合的に検討すべき」との意見が付されたところである。

4 道営電気事業の譲渡について

道は、道議会の意見やこれまで述べた情勢の変化を踏まえ、「本年度の出来るだけ早い時期に結論を得る」として、本年 4 月、委員会に対し道営電気事業のあり方についての検討依頼があったところである。

そこで、まず、道営電気事業の譲渡について検討する。

夕張シューパロダム完成後の水運用計画など、譲渡協議の根幹となる要件が現状では未確定であるとともに、一括譲渡などについて道の基本方針と協議先の意見に隔たりがあり、協議に相当の時間を要する状況であるほか、現下の経済情勢を勘案すると、譲渡するのに適当な時機とはいえない。

(注 5) 公営電気事業者の動向

26 公営電気事業者においては、18 事業者が将来にわたる公営継続の考えを明らかにしているが、5 事業者が事業の経営主体については今後検討の余地があるとして結論を留保し、北海道を含む 3 事業者が事業の譲渡に向けた民間事業者との協議を行っているところである。また、当初 34 の公営電気事業者のうち、昨年度末までに 8 事業者が事業を民間へ譲渡した。

また今後、再生可能エネルギーの価値向上により、道営電気事業の発電施設の価値が向上する可能性があるものの、その前提となる法制度の整備が検討過程にあり、価値を定量的に見積もることができない現状においては、発電施設の適正な価値を見極めることは非常に困難である。

道営電気事業の発電施設は道民の貴重な財産であり、譲渡する場合には、道民の利益にかなうかどうかの判断が極めて重要であるが、譲渡協議の要件が確定しない現状において、拙速な判断は道民の利益を損なう可能性があることから、慎重に対応せざるを得ない。

加えて、道営電気事業は、道議会の意見を踏まえ、10年間の卸供給契約を北電と締結し、経営安定の見通しが立ったこと、前回の報告書などを踏まえ、発電コストの低減や簡素で効率的な運営体制の構築も進んでいることなどから、当面の間、道による事業の運営を継続することについては、一定の合理性があるものと認められる。

このほか、譲渡協議先3事業者は、道との譲渡協議にあたり、様々な要件等の検証、事業計画の検討などに多くの時間と労力を要し、その負担は少なくないと考えられる。

以上を勘案し、委員会としては、道民の利益という視点に立って総合的に検討を行った結果、今後の経営環境の変化に適切に対応し、企業としての経済性を発揮し続けるため、経営効率化のさらなる進展と経営基盤の一層の強化を前提として、**道営電気事業は現行の卸供給契約の期間を目安として、道による運営を継続し、譲渡に向けた協議は当面中断とすることが現状においては最も適切な選択である**と考える。

その上で、今後、夕張シューパロダムの水運用計画の確定や水力発電の環境価値など、道営電気事業の発電施設の価値を算定する条件が明らかになった時点で、譲渡した場合のメリット・デメリットなどを改めて総合的に検証し、民間事業者への譲渡の可否に関し具体的な検討をすべきである。

なお、道営電気事業の8カ所の水力発電施設は、石油火力発電に比べ年間約20万トンの温室効果ガス削減効果を持つ再生可能エネルギー施設であり、**道において運営を継続するにあたっては、これを適切に管理運営するという基本的使命を果たしながら、単に従来の運営の踏襲に留まることなく、低炭素社会の実現という社会的要請に資する道民の貴重な財産であるとの認識のもと、不断に見直しを行うよう求めるものである。**

5 提言

道営電気事業は、これまで、戦後の電力不足や河川の総合開発、石油代替エネルギーの確保など、時代の要請に応じた水力開発の役割を果たしてきた。

しかしながら、企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進という公営企業の設置目的に照らし、**これからの道営電気事業の運営にあたっては、公共性・公益性の観点からの自らの役割をより一層認識し、その時々々の社会経済情勢に応じた事業のあり方について、明確なビジョンを持つ必要がある。**

そこで、委員会としては、道営電気事業の今後の経営のあり方について、以下の提言を行う。(参考資料 6)

(1) 再生可能エネルギーの導入

地球温暖化は、本道の基幹産業である農林水産業をはじめとして道民全般に影響を及ぼす重大な問題であり、道においても早期に解決すべき重要な課題として取組みが進められている。本年 5 月には「北海道地球温暖化対策推進計画」(注 6)が策定され、道独自の温室効果ガス削減に向けた重点施策の一つとして、水力発電を含む再生可能エネルギーの利用促進と道民、事業者への普及啓発・技術支援等が掲げられている。

これまで本道の電源開発の一翼を担ってきた道営電気事業は、開発計画の策定や発電施設の管理運営などを通じた技術や知識、経営手法の蓄積があり、また、公営企業管理者の管理運営のもと、企業としての効率性、機動性を十分に発揮し得ることから、道の環境・エネルギー施策の実行にあたり有用なツールとして考えられる。

また、再生可能エネルギーには、技術が発展途上にあることや費用対効果の問題から普及が進まないものがあり、温室効果ガス削減の目標達成のためには、民間だけでは取組みが難しい研究開発やモデル的取組みなども公的責務の一つとして考えられるところであり、「オール道庁」として取り組むことが望ましい。

そこで、委員会としては、地球温暖化対策への取組みを、道営電気事業への新たな時代の要請の一環として、道営電気事業が道の施策と密接に連携を取りながら、技術や経営ノウハウを活かし、市町村等への技術支援を行うなど再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むことを要請する。

なお、取組みにあたっては、道営電気事業が電力の卸供給事業を主体として運営されていることを踏まえ、一般電気事業者をはじめとした関係機関からの十分な理解と協力を得るよう努めることは言うまでもない。

そのためには、道の施策との連動性に留意しつつ、道営電気事業として取り組む意義、目指す結果、具体的な取組方法、行程などを明確に定め、関係機関や広く道民への説明責任を果たしていくことが重要である。

(2) 地域の活性化

平成 20 年 3 月に策定された、道政の総合計画である「ほっかいどう未来創造プラン」においては、北海道の独自性・優位性、すなわち「北海道価値」を活かした発展を目指すとし、環境・エネルギー分野では、本道に豊富に存在する新エネルギー(注 7)の導入促進や環境と経済が好循環する「北海道モデル」(注 8)の構築が掲げられている。

(注 6)「北海道地球温暖化対策推進計画」

平成 20 年の洞爺湖サミットを契機に「北海道地球温暖化防止条例」が昨年 3 月に制定され、これに基づき、本年 5 月に策定された推進計画であり、道独自の目標値として、対策を講じない場合に推計される 2020 年度の道内の温室効果ガス排出量から 738 万トン削減する目標が示されている。

(注 7)新エネルギー

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」において、新エネルギーは「太陽光、風力、水力、雪氷またはバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他環境への付加が少ないエネルギーであって規則で定めるもの」などとされており、再生可能エネルギーである水力については、規則により、出力 3 万千瓦ワット以下の規模とされている。

(注 8)「北海道モデル」

本年 5 月に公表された 6 つの「北海道モデル」の一つに「再生可能エネルギー活用型社会モデル」が掲げられ、広大な土地、積雪寒冷な気候、多様で豊富な再生可能エネルギー資源を有するなどの特徴は、新エネルギー導入に向けた社会実験の適地であるとして、公共施設への再生可能エネルギーの率先導入や官民協働の取組みを支援するとされている。

また、昨年 11 月には、経済団体や産業・労働などの分野の関係機関が本道経済の成長力強化に向けて議論することを目的として設置された「北海道経済政策戦略会議」から、本道の新エネルギー開発・導入のポテンシャルを活かした新エネルギービジネスの展開などに向け、産学官連携や庁内検討組織による具体的検討が提言されているところである。

近年、地域における製品の地産地消とともに、エネルギーの地産地消による地域の活性化が注目されており、他県においては、市民からの出資により建設された小水力発電施設が、その電力を利用した環境学習の拠点のエコハウスや植物栽培施設の設置に発展して、再生可能エネルギーの普及啓発、地場産業の活性化に貢献するとともに、観光拠点にもなるなど、様々な効果を生み出している事例がある。

電気事業は、大規模な施設を要し、長期にわたり継続する事業であることから、地域の環境や産業、経済などへ与える影響は少なくなく、地域住民や市町村、関係機関の理解と協力を得てはじめて成り立つ事業であることから、これからの再生可能エネルギー導入の取組みにあたっては、このことを踏まえ、地域の活性化という視点を常に意識し、他県の事例も参考にしながら、地域産業や経済、観光などの分野において、地元市町村や道の関係部局、道内の関係機関や団体との効果的な連携を図るべきである。

おわりに

3回の委員会開催及び現地視察を行う中で、これまで述べたように、経営見通しや譲渡協議の状況、再生可能エネルギーを巡る情勢などについて議論を重ねた結果、委員会としては、**道営電気事業は現行の卸供給契約の期間である10年間を一つの目安として、道による運営を継続(譲渡に向けた協議は当面中断)することが、現状においては最も適切な選択である**との結論に至ったところである。

ただし、企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進という公営企業の本来の目的に鑑み、発電施設の管理運営という基本的役割に加え、**道として対応すべき課題の一つである地球温暖化対策についても、公共性・公益性の観点から道営電気事業が果たすべき役割である**と考え、**道の環境・エネルギー施策と呼応して、経営資源や公営としての利点を活かした再生可能エネルギー導入に取り組むとともに、地域の活性化に寄与するよう努めるべき**との提言を行ったものである。

今後も道営電気事業を取り巻く情勢は変化し、民間への事業譲渡を含め、道民の利益という視点から求められる経営のあり方も、その時々で変化すると考えられる。委員会としては、道営電気事業はこのことを常に念頭に、経営の合理性、効率性を追求して企業としての経済性を高め、経営や組織の活性化を図りながら、意欲的な事業運営により道民福祉の向上に努力されるよう要望するものである。